

事業報告書

自 平成21年 1月 1日
至 平成21年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田2-8-4

2009 年度事業報告

事業報告概要

2009 年は、アメリカに端を発しその後世界的に影響が広がった経済危機で幕を明けた。日本経済への影響は欧米諸国よりはやや遅れて現れたが、SCJ は収入面ではその影響を最小限に喰い止めると共に、予算執行面では現場での子どもへの支援活動を着実に実施することを最優先課題として、組織および事業の運営に努めた。

SC アライアンスでは各メンバーを主とする活動スタイルからアライアンス全体で協力する活動スタイルへの移行が加速し、SCJ が海外事務所を持つ国としては、2006 年のメンバーに続き、4 月にネパールが、7 月にベトナムがそれぞれ統合事務所体制（他の SC の海外事務所との統合）に移行した。一方モンゴルでは SCUK が同国からの支援撤退を決めたため、8 月より SCJ 単独体制となった。こうした現場での変化に対応すべく、これらの国では体制移行作業をフォローしてきた駐在員が任期を終了し、新任の駐在員と交代した。幸い、日本政府系ドナーからの資金フローが順調に推移したため、SCJ 支援事業に関する限り資金難は生じていないが、統合事務所体制下で新任の駐在員には、アライアンス全体を視野に入れた任務遂行が求められている。

緊急支援に目を転じると、2007 年度から継続して実施しているヨルダン（イラク難民）、昨年度から継続して実施しているスリランカ東部（帰還民）、ミャンマー（サイクロン）、中国（四川地震）での支援活動に続き、今年はガザ地区（パレスチナ紛争）とスリランカ北部（内戦）で、紛争被害者のための救援活動を新規に展開した。

日本国内では、子どもによる意見表明権の実現を支援する「スピーキングアウト」と、体罰によらない子どもへのしつけを目指す「ポジティブ・ディシプリン」を二本柱として活動を進めた。特に前者では、かねてからの教材開発努力が実を結び、「Hi5」という教材セットを完成し、販売開始に漕ぎ着けた。後者では、SCJ として初めて一般書店扱いとなる書籍（翻訳）の出版を実現し、著者の日本への招聘や広告キャンペーンを積極的に展開した。アドボカシー面でも在日外国人の子どもの権利、子どもポルノ、子どもの権利委員会への個人通報制度導入、などの 이슈に関し、子どもの権利 NGO たる SCJ としての見解を、積極的に情報発信した。

マーケティングに関しては、厳しい財政状況から予算の大幅なカットを余儀なくされたが、そうした制約の下でも来年度への布石ともなる幾つかの成果を収めた。まずブルガリとのコラボレーションによる広報・募金活動により SCJ の社会的認知度を高めるとともに、個人向け事業指定キャンペーン（OPPAI プロジェクト）によって新規個人ドナーの獲得を進めた。またこのキャンペーン開始に合わせてホームページの全面リニューアルを行った。個人ドナー獲得については、BCG のプロボノ協力により、SCJ として今後どのような層をターゲットにすべきかについて示唆に富んだリサーチが行われた。

最後に、組織面では、昨年後半から進めてきた一連の部長人事が完了し、事業部・マーケティング部・人事総務部に新任の部長が就任し、事務局マネージメントの人的体制が整った。これに伴い、全職員を対象とする目標管理・人事考課制度の導入に踏み切った。また公益社

団法人への移行を目指して定款の見直し作業が行われた。

[1] 東南アジア・北東アジア地域

(1) ベトナム

□ 総合的子どもの発達事業

[目的] 特に貧困地域といわれる北部山岳地域で総合的な子どもの発達を促進する

[事業期間] 2008年8月～2011年12月

[事業地域] 北部イエンバイ省および中部クアンチ省

[対象人口] 直接裨益者：7歳以下の子ども約6,200人、妊産婦や保護者など約12,000人

[活動内容]

● 行動変容を通じた子どもの栄養改善

郡の保健局職員等に対する栄養指導者研修、集落ボランティア・集落ヘルスワーカーに対する栄養研修、調理実習、栄養強化食品の配布、子どもの身体測定

● 妊婦検診や家庭訪問を通じた妊婦の健康促進

コミュニン保健センターの施設整備、毎月の産前検診、郡の保健局職員等に対する産前検診指導者研修、集落ボランティア・集落ヘルスワーカーに対する産前検診研修

● 完全母乳育児の推進

郡の保健局職員・集落ボランティア等に対する完全母乳育児研修、母親学級・父親学級設立・活動及び家庭訪問を通じた完全母乳育児および母乳育児への家族によるサポート促進

● ケガ防止のための子育て環境改善

郡およびコミュニンレベルの運営委員・幼稚園や小学校教員・集落ヘルスワーカーに対する子どものケガ予防・救急処置研修、集落ヘルスワーカーの保護者に対するまた教員の子どもに対する子どもたちのケガ・傷害を未然に防ぐ環境改善キャンペーン

● 事業パートナーの能力強化

イエンバイ省社会事業局職員・郡並びに対象コミュニンの事業運営委員会のメンバーに対刷る事業管理研修、事業運営委員会の定期的な活動の進捗報告や内容のモニタリング、レビューを含む月例会議における次月の計画立案

□ メコン・デルタにおける女性起業家自立支援事業

[目的] 女性の起業を支援し、所得向上・自立する

[事業期間] 2009年9月～2011年8月

[事業地域] ベトナム南部カマウ省及びカントー省

[対象人口] 18歳～50歳の労働可能な女性で且つ、貧困層の女性（最低500名）
特に未亡人の女性、困難な状況にある子どもを持つ女性が優先順位

[活動内容] マイクロファイナンスを通じての家畜飼育、農業、小規模ビジネス等

□ 子どもの参加を通じた環境教育事業

- [目的] 「子ども参加」を促進し、子どもたちを地域での環境保全活動の担い手として育成する
- [事業期間] 2007年1月～2010年7月
- [事業地域] ベトナム北部イエンバイ省
- [対象人口] 直接裨益者：中学校12校の3,400人の生徒および教員
- [活動内容] 教師および生徒代表対象に対する各種研修、課外活動、通年授業で生徒代表の他生徒に対する「子ども参加型授業」、生徒の自主活動としての学校およびコミュニティの環境改善活動、郡レベルでの学習したライフスキルの発表コンテスト、地元行政官に対する環境改善のアドボカシー

□ 台風ケッサーナにより被災した子どもと家族の緊急支援事業

- [目的] 台風ケッサーナにより被災した子どもと家族が生活必要物資を確保する
- [事業期間] 2009年10月～2009年12月
- [事業地域] ベトナム中部フエおよびクアンチ省
- [対象人口] 直接裨益者：644世帯（3,065人）
- [活動内容] 5歳以下の子どものいる家庭および妊婦のいる家庭を最優先に生活必要物資（水用タンク、毛布、調理器具、蚊帳など）の配布

(2) ミャンマー

□ 子どもの健康と栄養事業

- [目的] 子どもの栄養状態が改善される
- [事業期間] 2006年4月～2009年8月15日
- [事業地域] カレン州 パアン
- [対象人口] 20村の合計人数は約12,000人（うち5歳未満児約1,000人）
- [活動内容] 保健栄養改善：身体測定の実施、「良き例外」手法を用いた地域ベースの栄養改善事業の実施、行動変容研修、栄養給食、医薬品の供与、医療従事者への研修、医療機関の整備生計向上支援：家庭菜園、養鶏、井戸の修繕、トイレの設置

② 漁民のための生計支援事業

- [目的] サイクロン・ナルギス後の漁民の生計向上に寄与する
- [事業期間] 2008年6月～2009年10月
- [事業地域] エーヤーワーディ管区モーラミンジュールン町とラピュータ町
- [対象人口] 2町の172世帯

[活動内容] サイクロンで船・漁網や農耕具・農地等の生計の糧を失った漁民・農民に対する生計向上支援

(3) モンゴル

□ 教育事業

[目的] 公教育現場における生徒に対する体罰、不正な金銭の徴収、差別を削減し、生徒が教員と健全な信頼関係の下で教育を受けられるようになる。

[事業期間] 2008年10月～2011年9月

[事業地域] 首都ウランバートル市、ドルノド県

[対象人口] 対象校の生徒 21,529人、教員・学校関係者 585人、保護者 330人他

[活動内容] 教員向け体罰のない指導法教本など研修資料の作成、教員・学校関係者に対する体罰のない指導法・学校運営監理等の研修、生徒会及び保護者会の組織化と学校運営への参加支援、現地関係者の能力向上とネットワークの構築、体罰削減を目指した一般市民に対する啓発活動

□ 子ども保護事業

[目的] 子どもたちが体罰・叱咤罵声を含む暴力や育児放棄から適切に保護されるようになる。また、モンゴル政府が国として同課題に取り組むよう、同国での子ども保護体制の確立を目指す。

[事業期間] 2009年1月～2009年12月

[事業地域] 首都ウランバートル市、ドルノド県

[対象人口] 家庭内暴力や育児放棄のリスクを抱える子どもたちとその保護者

[活動内容] 家庭内暴力や育児放棄のリスクを抱える子どもたちを対象の保護センターを運営、子どもたちの心理ケア・生活支援・生活指導、保護者に対する体罰のない子育て方研修、子どもを守る地域ネットワークを組織・運営、子どもの心理ケアや保護者に対する育児指導を担当する社会福祉士に対する能力向上研修、子どもに対する体罰全面禁止のために家族法の改正草案提出、一般市民に対する子どもへの暴力禁止を訴える啓発活動

(4) 中国

① 集団避難した子どもたちの心理社会的ケア事業

[目的] 四川大地震により被災し、保護者のもとを離れ雲南省で集団避難生活を余儀なくされている子どもたちが心理的ダメージから回復し、四川省帰還後一刻も早く社会に順応できるよう、心理社会的な側面から支援する。

[事業期間] 2008年12月1日～2009年8月26日

[事業地域] 四川省安県

[対象人口] 2,751人

[活動内容]

- 子どもに対する心理社会的ケア研修
集団避難した子どもたちと帰還先コミュニティの子どもたち計 137 名に対し、ワークショップを開催。心身のリラックス体操、作詩、描画等のワークショップを通して心理社会的ケアを実施。
- 子どもを取り巻く大人に対するキャパシティ・ビルディング
子どもを取り巻く大人が心理社会的ケアに関する知識・理解を深めることで、地域に子どもたちをサポートする基盤ができるよう、保護者、教員、コミュニティ・リーダー計 166 名に対して、心理社会的ケア研修を実施。
- 四川大地震一周年記念フォーラム
被災一周年を受け、地域を巻き込んだ大型フォーラムを小学生 600 名が参加して実施。集団避難した子どもたちは、公開スピーチや避難先である雲南省固有の楽器の演奏、地域の小学生との交流を通して、避難中の経験を参加者と共有。会場では、集団避難した子どもたちについてまとめた資料を参加者や見学者に配布。

(5) インドネシア

① 緊急教育支援事業

[目的] 2009 年 9 月 30 日に発生したスマトラ島西部 パダン沖地震の被災地に住む教師・子どもたちが、校舎・自宅の損壊など経済的に厳しい状況下にもありながらも、再開された学校で学習を継続することができるよう学習環境を整える。

[事業期間] 2009 年 11 月 4 日～2010 年 1 月 2 日 (予定)

[事業地域] 西スマトラ州パダン・パリアマン県

[対象人口] 教員 140 名および生徒 1,600 名 (見込み)

[活動内容]

- 学習環境の整備
仮設の学校テントで学習する現地の子どもたちのために、被災した小学校 23 校 (仮設教室 40 張) において、授業に必要な備品 (ホワイトボード 70 セット)、学習用具 (教師用キット 80 セット、アクティビティキット 80 セット、学用品キット 160 セット) を供与した。

(6) カンボジア

□ 教育への子どもの権利の推進事業

[目的] 全ての子どもの教育の機会を提供する。

[事業期間] 2006 年～2008 年

[事業地域] 6 県及び首都プノンペン

[活動内容]

● 質の高い学校教育へのアクセス

活動の実施により、毎年 500,000 人～530,000 人の子どもが学校に入ることができた。また、15,685 人のこれまで不登校であった子どもが学校に行くことができるようになり、6,143 人の小学校を卒業した生活困難な子どもが中学校進学へのサポートを受けることができた。また、65,347 人の 0-5 歳児が幼児教育を受けた。

● 質の高い教育メニューへのアクセス

教育マネージャーと教員の能力向上及び学校図書機能と資材の改善等を実施し、112,551 人の学校へ行っている子どもたちがセーブ・ザ・チルドレンにより用意された教育のメニューを受けることができた。

● 質の高い学びへのアクセス

86,118 人の学校へ通っている子どもたちが教育学上有効な彼らの日常生活に関連性のある社会文化の学びを得ることができた。

● 質の高い習得へのアクセス

6,113 人の教頭や教員等への能力向上研修（リーダーシップ、管理）を実施した。また、66,884 人（3 年生～6 年生）の生徒が自己評価能力を付けることができた。

□ 暴力や性的虐待、搾取から保護される子どもの権利の推進事業

- [目的] 全ての暴力、特に性的虐待・搾取、トラフィッキングから子どもを守る。
- [事業期間] 2006 年～2009 年
- [事業地域] プノンペン、コンポントム、コンポンチャム、シエムリアップ
- [活動内容] 3 つの現地 NGO と共同で事業を実施している。子どもや地方行政に子どもの権利や子どもを虐待やトラフィッキングから守る方法を学んでもらう。子どもを虐待や搾取から守るメカニズムは各村へ浸透し、6,299 名の暴力や虐待の危険性がある子どもに直接アクセスすることができた。

□ HIV のインパクトから保護される子ども権利の促進事業

- [目的] HIV 孤児や HIV の影響を受けた脆弱な子どもの世帯ベースの教育とケアを地域ベースの教育やケアに集中していく。子どもたち特に HIV に感染している子どもの健康ケアと治療を促進する。
- [事業期間] 2006 年～2009 年
- [事業地域] コンポントム県内の 6 村
- [活動内容] 現地 NGO や行政と協力し、20 県における 49 のヘルスセンターで抗 HIV 薬等のケアを実施できる体制を整えている。これまで、311 名の子どもにアクセスし、適切なケアを受けさせることができた。

□ CRC のモニタリングと実施の強化事業

- [目的] カンボジアにおける CRC の取組成果の益をまだ受けていない子ども（小学校への遅い入学や早い時期の離脱等、世帯の経済状況により周学することが困難な子ども）を減らす。
- [事業期間] 2006年 - 2009年
- [活動内容] 現地 NGO と協力して CRC の啓発やまたこれまでの活動のモニタリングを実施し、3,491人の子どもが活動に参加することができた。

□ 障害を持つ子どもの社会参加の促進事業

- [目的] 障害を持つ子どもの生活の質の向上。子どもに世帯内と地域内双方から学習を行うためのサポートや栄養、適切なケアを与える。市民への啓発活動を通じ、障害児への差別を緩和することに貢献する。
- [事業期間] 2006年 - 2008年
- [活動内容] 現地 NGO と協力し、障害児へのリハビリ、健康ケア、学校教育、生計向上技術等の提供を実施している。これまで、1,196人の子どもがこれらのサービスを受けることができた。

[2] 南アジア・南西アジア地域

(1) ネパール

① コミュニティへの働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善

- [目的] 子どもたちの初等教育を受ける権利の保障を実現するために、地域社会を主体として公立小学校教育の質を改善する。
- [事業期間] 2007年4月より実施中
- [事業地域] ネパール東部ダヌシャ郡、マホタリ郡
- [対象人口] 約 30,000人
- [活動内容]

□ 公立小学校の運営改善

41の学校で学校運営委員会を組織したほか、12の女性グループ、7の青年グループ、9の子どもグループなどを組織し、学校改善計画を立案、実施、モニタリングを行った。これにより41校で生徒の出席率が向上、必要十分な教材の手配をするなどして、学習環境が改善された。

□ 子どもの初等教育を受ける機会拡大、教育の質の改善

上述の学校運営委員会および学校支援住民組織が中心となり、学校入学キャンペーンを実施。その結果、3,422名の入学が実現した。また教育の質を高めるために、教授法に関する研修を教師、学校運営委員会、学校支援住民組織を対象に実施した。

□ 地域全体の「子どもへの暴力」に対する問題意識向上

30校の教師、保護者、子ども、学校運営委員会、学校支援住民組織を対象に「子どもの保護」に関する研修を実施、行動規範を作成。その後、教員の態度に改善が見られ、教員、生徒間の良好な関係が構築された。

② 住民参加型学校運営を中心とした教育の質改善事業

[目的] 学校運営改善などを通じて子どもが質の高い教育を受けられるようになる

[事業期間] 2009年11月より実施中（2012年3月末まで実施予定）

[事業地域] ネパール東部ダヌシャ郡、マホタリ郡

[対象人口] 約54,000人

[活動内容]

- ・ 子どもや地域住民の参加を通じた公立学校の運営の改善
8の女性グループ、11の青年グループ、8の子どもグループなどの学校支援住民組織を女性や低カースト出身者の参加を配慮して結成した。今後、学校運営委員会とともに学校改善計画の立案などに着手する予定。
- ・ 子どもが教育を受ける権利に関する政策環境の整備
現地行政、NGO、メディア、学校支援住民組織など41名が集会を開き、本事業において子どもが教育を受ける権利を保障するために相互に協力することを改めて合意した。今後、子どもの権利に関する研修や教育状況の調査、政策提言を行う予定。
- ・ 子どもが教育を受ける重要性の理解の促進
地域住民の中には子どもが教育を受ける大切さを理解していない人びともいるが、このような人びとに対して啓発活動をしたり、子どもの教育状況のモニタリングを行うために必要な基礎データを上記の学校支援住民組織とともに収集した。

③ 武力紛争の影響下にある子どものための教育事業

[目的] 武力紛争の影響を受けた子ども（特に女子、低位カースト、先住民族、紛争未亡人の子ども）が質の高い教育を受けられるようになる

[事業期間] 2008年11月27日～2009年11月26日

[事業地域] ネパール西部 ダン郡、スルケット郡

[対象人口] 7,174人

[活動内容]

- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもへの教育機会の提供
幼児開発教育センター（35カ所）、公立学校がない地域での分校（1校）、公立学校への編入準備コース（17教室）を開設したほか、貧困家庭の子どもたちへの学用品の支給を通じて、計853名の子どもたちが適切な教育機会を得ることができた。また、地域住民とともに実施した学校入学キャンペーンにより、新たに1,317人が公立小学校に入学することができた。
- ・ 小学校の授業の質や学習環境の改善

30校において教室の床や壁の修理やカーペットやクッションの支給などを通じて学習環境を整備した。また、教師が不足している学校に13人のボランティア教師派遣したほか、生徒中心の教授法・母語による教授法の研修等を64名の教師を対象に実施した。

・ 武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別の解消

子どもの権利についての研修を111名の保護者や教師を対象に行ったほか、紛争未亡人の子ども自身による子ども会（20グループ・610名）を組織し、子どもの権利や家庭内暴力などについての課外授業を行った結果、紛争未亡人や子どもを取り巻く課題についての地域住民の理解が深まった。

・ 公立小学校の運営を改善する

学校改善計画策定のための研修を30校・300名の保護者、教師や子どもたちに対して実施。その後組織された学校運営委員会とともに学校改善計画を策定することができた。この結果、学校運営の改善に必要な予算を郡行政から得ることができた。

これらの各活動を行った成果として、初等教育の純就学率はダン郡では91.4%（前年は88%）、スルケット郡では96.4%（前年が93.2%）に改善した。

(2)スリランカ

① 北部避難民緊急支援

[事業目的] スリランカ北部州では2008年7月より政府軍とタミル武装組織（LTTE）との戦闘が激化。その結果、35万人にも達する人々が避難民として政府地域の避難民キャンプにたどりついた。この深刻な人道危機に対応するために、緊急人道支援物資の配布により人々の避難生活の立ち上がりを支援するとともに、臨時学習所や子ども広場の設置を通じて子どもたちの心理的負担を軽減することで、困難なキャンプ生活への適応を支援している。

[事業期間] 2009年3月2日より実施中

[事業地域] スリランカ北部 ワウニア県・マナール県・トリンコマレ県

[裨益人口] 延べ107,947名

[活動内容]

● 緊急人道支援物資の配布

延べ人数にして87,542名の避難民が栄養補助食・世帯用補助食を受け取ることにより、基本的な栄養状態を回復・維持することで急性栄養失調率を低下させた。また衛生キット（石鹸・歯ブラシ、生理用品など）・乳幼児キット（オムツ・蚊帳など）や衣服といった支援物資を受け取ることにより、身の回りの衛生的環境を整え、感染症の蔓延を低下させることができた。

● 臨時学習所と子ども広場の設置

キャンプ内外合計30か所の臨時学習所の設置と教員研修を行ったほか、12か所の子ども広場を設置し、計31か所の子ども広場でボールやおもちゃといったレクリエーションキット

とボランティアキットを配布や器具の設置を行った。これにより、延べ 20,405 名の子どもたちが、困難な状況下においても、教育の機会や友達と一緒に遊ぶ機会を得ることができ、避難にともなう急激な生活の変化や肉親との離別による心理的負担を軽減させることができた。

● リスク削減研修の実施

キャンプに隣接する学校 4 校において、リスク削減研修を実施した。地域の教員・教育委員、子ども達、延べ 306 名が参加し、火災や事故、虐待などのリスクに対する認識を高め適切な行動がとれるよう、安全に対する知識やその対処方法を学ぶとともに、リスク削減ガイドラインを作成した。

● 北部緊急人道支援におけるスリランカ政府への働きかけ

キャンプ内の避難民には移動の自由が認められず、劣悪な環境での生活を強いられていたことから、セーブ・ザ・チルドレンは国連、各国大使館、NGO らと協力して避難民の生活環境の改善および移動の自由をスリランカ政府に働きかけた。

② 東部トリンコマレ県における幼い子どものケア事業

[事業目的] 戦禍からの復興が続く東部州・トリンコマレ県の国内避難民帰還・再定住地区を中心に、地方当局や村落共同体、保護者や現地 NGO との連携を通じて、乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達(ECCD)を促すケア体制を構築・強化を目指している。

[事業期間] 2009 年 9 月 1 日より実施中

[事業地域] スリランカ東部 トリンコマレ県

[裨益人口] 延べ 2715 名（間接裨益者は対象地域の全住民約 81,400 人）

[活動内容]

以下の 3 つを柱として、現在は県事務所との調整・資材の調達を行っている。

- 乳幼児（0-2 歳児）と母親を対象にした家庭訪問型早期児童ケア
- 幼児（3-5 歳児）を対象とした ECCD 施設の充足と教員の能力強化、定期健康診断
- 村落共同体の参画推進 - 所得創出活動と情報システム構築のためのパイロット事業の実施

(3) アフガニスタン

① 移動式図書箱の配布

[目的] 教材不足の学校を対象に、副教材の入った図書箱を提供し子どもたちの学習環境を改善する

[事業期間] 2009 年 7 月から実施中

[事業地域] バーミヤン州中央郡

- [対象人口] 同郡 12 校の生徒 10,520 名、学校教員 210 名
- [活動内容] 調達予定図書 5,200 冊。2009 年 12 月時点で、1,600 冊を調達しバーミヤンの学校計 4 校に配布（2010 年 2 月に残り 3,600 冊をカブールにて調達しバーミヤンへ配送済み）。

② 子ども保健教育の推進

- [目的] アフガニスタンでは、国民の約 6 割が食糧不足に直面し、5 歳未満児の半数以上が発育不全という深刻な状態にある。こうした窮状を鑑み、教育活動を通じて山岳農村地帯バーミヤン州の子どもたちの保健・衛生・栄養に係る状況を改善する。
- [事業期間] 2008 年 11 月から 2009 年 10 月
- [事業地域] バーミヤン州中央郡
- [対象人口] 560 名
- [活動内容] 2008 年 11 月より、バーミヤンにおいて子ども主体の保健教育事業を実施。計 31 グループ、約 560 名の子どもと村人たちに保健・衛生・栄養に関する各種研修を実施。子どもたちの感染症や栄養不良の予防に取り組んだ。

③ SC アライアンス連携 教育復興支援事業

- [目的] 初等教育への機会と質、制度を包括的に向上させる
- [事業期間] 2008 年 1 月から 2009 年 3 月
- [事業地域] バーミヤン州、カブール州、バルフ州、ジョージジャン州
- [対象人口] 約 8,000 名
- [活動内容] バーミヤン州中央郡にて子ども約 3,750 名、学校教員 50 名、保護者 375 名に対して教育を通じた保健・衛生・栄養の啓発事業を実施。感染症や栄養不良の予防に取り組んだ。また、カブール、バルフ、ジョージジャンの 3 州の子ども約 3,600 名と学校教員 120 名を対象に、初等教育へのアクセスと質、制度を向上させるため、教員研修や子ども委員会の設置・運営、識字教育、教材配布を実施した。

④ ブルガリ/Rewrite the Future 教育復興支援事業

- [目的] 子どもたちが質の高い教育機会を享受し、自らの潜在能力を高め、アフガニスタンの社会とコミュニティにおける将来的な責任能力を培う
- [事業期間] 2009 年 7 月から実施中
- [事業地域] ファリアブ州、サリプル州
- [対象人口] 直接・間接裨益者となる子ども、親、教員、地域住民を含む約 150,000 人
- [活動内容] アフガニスタン北部のファリアブ州の学校 12 校区とサリプル州の 6 校区を対象に 2009 年度は教育チームの編成とベースライン調査を実施した。また、

各学校の教員を対象に暴力・体罰に頼らない指導力研修を実施し、各校区に PTA を設置するための研修を実施した。また、2010 年に予定している校舎および衛生設備の整備、衛生・栄養に関わる啓発活動、子ども委員会の設置や就学前教育、各種研修などを実施していくための資器材調達を行った。

[3] 中近東・アフリカ地域

(1) ヨルダン

① イラク人・ヨルダン人親と子どもの緊急教育支援事業

[事業目的] 親、ボランティア、住民の能力強化、さらに、そのネットワーク化を通して、イラク避難民とヨルダン人の幼児が質の良い教育や心理社会的ケアを家庭とコミュニティにおいて受ける機会を拡大し、彼らの心理社会的安定に寄与する。

[事業期間] 2007 年 11 月より実施中

[事業地域] イラク人が居住している 8 県（アンマン、ザルカ、イルビット、マフラック、マアン、アカバ、カラック、マダバ）

[対象人口] 2,075 人

[活動内容]

● 能力強化

家庭において親が子どもを教育する力を強化するために、イラク人のボランティアが教育の重要性を理解し、ストーリー・デザインや絵本作りという題材を用いたワークショップを指導員として行うことができるように研修 (ToT) を実施。ボランティアたちは、その後、親を対象にした研修を開催。また、ノウハウをまとめたガイドブックを作成し、普及を行った。これらの活動を通して、幼児期に必要な教育とケアに関する参加者の知識が深まるとともに、活動を行うノウハウが習得された。

● 機会拡大

家庭にて子どもたちが絵本を用いた教育や心理社会的ケアを受ける機会を拡大するために、上記の研修を受けたボランティアが主導する「絵本作りワークショップ」を計 1,095 人の親、計 495 人の子どもを対象として実施。また、イラク人居住地において、幼稚園や学校に通っていない子どもの調査を行うと同時に幼稚園への紹介や入園登録サポートを行い、子どもたちが教育を受ける機会を拡大。

● ネットワーク拡大と充実

親、ボランティア、住民、教職員に加えて、イラク避難民人道支援を行う JPF 加盟 3 団体のスタッフ (KnK、NICCO、SCJ) の相互理解促進、心理社会的ケア実施を促進するためのネットワーク構築と拡大を目的に、上記団体の事業に携わる計 40 人のボランティアやスタッフを対象とした「安全な遊び場に関するワークショップ」、そして、上記団体の事業に参加した計 300 人の親や子ども、ボランティア等を対象にした「合

同成果報告会」を開催。さらに、イラク人が利用できる支援サービスを紹介するヘルプデスクを運営。

- コミュニティー・センターの施設機能強化

2007年11月より行ってきた支援活動全体を現地移管する計画の一環として、移管先施設の環境整備、機能強化のために、備品・家具類を供与。親が絵本の読み聞かせなどを通して幼児教育や心理社会的ケアを行うことができる環境を整えた。ノウハウの現地化やコミュニティ強化など、一連の現地移管活動を引き続き実施予定。

(2) パレスチナ自治区

① ガザ緊急人道支援

[事業目的] 2008年12月27日の武力衝突後、避難生活を余儀なくされたガザの子どもたちのために、2009年1月9日より緊急支援を開始。子どもたちの心のケア、保護事業を始め、子どもたちを取り巻く生活や教育環境の改善を目的として、緊急支援物資の配布や教育支援、保健衛生活動、保健医療活動、そして親への生計支援を実施した。

[事業期間] 2009年1月9日～2009年12月18日

[事業地域] ガザ北部、ガザ市、ガザ中部、ハン・ユニスおよびラファ

[対象人口] 89,647人（直接裨益者）、512,937人（間接裨益者）（うち、子ども41%）

[活動内容]

- 緊急人道支援物資の配布

避難生活を送る親や子どもたちへ食糧セット、飲料水、乳幼児のための必需品（おむつ、乳幼児用衛生キット、皮疹用クリーム、低刺激性石ケンや可動式ベビーベッド）、その他、衣類、生活必需品、そして医薬品などを配布。食糧品は計22,600人に配布し、その他必需品は、88,000人の子どもを含む158,000人に配布した。

- 子どものための心のケアと保護事業

現地パートナー団体と協力して33の「安全な遊び場」を設置し、地元住民、そして親や子どもたちへ「子どもの保護」に関する啓発を目的とした研修を実施。子どもたちが安心して遊べるように多様な活動を実施し、かつ、子どもたちが安心して自己表現ができる場所を確保する事で、心理社会的に回復することを目的とした。同時に、前向きな子育て方法を紹介したガイドブック、安全な遊び場の目的や子どもの保護研修活動を紹介したパンフレット各1万冊を親へ配布。子どもの保護事業においては、コミュニティ参加型の手法を使い、コミュニティの機能を強化、「子どもの保護委員会」を組織し、子どもの権利の保護についての啓発活動を実施。本事業は2010年も引き続き行われ、4,000人の青年や1,800人の親、そして70人の子ども保護委員会を支援する。

- 教育

計 20 の学校と提携し、子どもにとって、教育を受けることの重要性について研修を行い、2,000 冊の教材を幼稚園や小学校に提供した。6 月以降は、幼児のためにおもちゃや備品を提供。最終的に、16,000 人以上の親や教職員、9,000 人以上の子どもたちが各種教育事業に参加した。一方、紛争の影響を最も受けた 4 つの地域に設置した 16 の安全な遊び場における教育やリクリエーション活動に、約 2,000 人の子どもたちが定期的に参加している。国連パレスチナ難民救済事業機関と共に幼稚園や保育園での教育改善研修も実施。合計 769 人の教員への研修を 5 校で行い、紛争によって傷ついた子どもたちの協調性や自尊心、そして自信を回復し、自己表現力を引き出せる手法を指導した。

- 水と保健衛生

紛争により上下水道設備が破壊され、ガザ市内の 60% の家庭では、3~4 日に 1 回しか給水を受けることができていない。汚染された水による子どもの健康被害を防ぐために、計 6,500 人が通う 36 の幼稚園に浄水設備を設置、1,000 世帯の家庭で貯水タンクと水道ポンプの交換をし、また 40 世帯への下水設備の修理を行った。さらに、49,500 人が使用している上下水道管の修復も実施した。水と衛生に関しての啓発活動には、計 52,700 人が参加した。

- 保健医療

ガザへの物資の輸入制限の影響で、妊産婦を含む母親や子どもたちは、診察・治療を受けることができない状態にあったため、連携団体とともに、出産前後の母親と乳幼児を対象とした在宅健診、5 歳未満の子どもに対する健診、さらに栄養調査を実施し、栄養補助剤の配布を行った。計 66,000 人に対し母子保健サービスを提供。また、8 つの移動診療所を通じ、診療活動を行うと同時に、現地医療機関に対し医療器具や衣料品を配布した。

- 生計支援

長期化する経済封鎖と輸出入の制限はガザ市民の経済活動及び生計手段に大きな影響をもたらした。そこで、農業や漁業での生計維持が困難となっている家庭に対して、仕事を提供、労働の対価として現金支給を実施した。受益者は水道パイプの交換や、公共の場の清掃、そして農業支援などを行い、コミュニティのための慈善事業にも貢献した。生計支援事業には 1,500 人以上が参加した。

(3) エチオピア

エチオピアの子どもたちの大多数は、必要不可欠な保健・衛生サービスを利用することができていない。その結果として、子どもたちの死亡率は世界でも最も高い水準にあり、統計から見ると同国の子どもたち 100 人のうち 16 人は誕生から 5 年以内、そのうち 10 人は

1年以内、5人は1ヶ月以内に命を落としている。同様に、妊産婦の死亡率においても、同国は世界で最も深刻な状況にある。

セーブ・ザ・チルドレンでは、同国においても特に貧しいアムハラ地域において、母親、新生児、青年期男女を含む子どもたちに対する保健・衛生の向上を目的として、「子どもの保健・衛生の権利の実現支援事業」を2008年6月より2009年8月にわたって実施した。本事業では、主に以下の活動を行った。

- 277人の保健専門家、260人のヘルスワーカー、2,552人の地域住民に対して、予防接種、子どもの疾病予防、コミュニティにおける保健・衛生改善のための取り組み、青年期の性と生殖に関する保健など、様々なトピックの研修を実施した。
- 計10カ所の小規模農家協会において、コミュニティ保健普及員が主導する保健・衛生促進活動を支援した。この活動では、各コミュニティから選抜されたコミュニティ保健普及員が研修を受け、ヘルスワーカーのサポートを受けながら、各世帯に対して働きかける。現在、1,080人以上のコミュニティ保健普及員が、50カ所の小規模農家協会において保健・衛生を促進する活動を行っている。
- 保健システム向上を目的として、保健センター、及び、地区の保健局に対し、保健・衛生施設の監督などの技術支援、コンピュータやFAX、グラフ用紙など、保健管理情報システム強化のための物資支援、さらに資金支援を実施した。
- 各地区にひとつ、計5カ所の保健センターにおいて、「若者に利用しやすい青年期の性と生殖に関する保健ユニット」を設立した。
- HIV/AIDSといった問題に対しても青年期の男女が保健サービスを利用しやすい環境を作るために、各小規模農家協会においてコミュニティレベルの話し合いを実施した。

結果として、2008年から2009年までに以下の改善があったことが報告されている。

- 5歳未満乳幼児の受診率・・・31.5%から34.83%への増加
- はしかの予防接種を受けた子ども・・・80.82%から83.24%へ増加
- 主要な予防接種をすべて受けた子ども・・・76.6%から81.98%へ増加
- 助産師等の熟練者が立ち会った分娩の割合・・・16.66%から18.7%の増加
- トイレ普及率・・・60.67%から74.6%へ増加
- コミュニティ保健普及員によって母子保健の啓蒙・啓発活動が行われ、保健衛生サービスを実際に使用したいという人々が増えた。
- 事業対象の5地区全てにおいて、保健管理情報システムのデータをもとにした年間計画が作成された。
- 計5カ所において、若者に利用しやすい青年期の性と生殖に関する保健ユニットが設立された。

(4) コートジボワール

コートジボワールでは 2007 年に和平が合意されたが、その経済的、社会的状況には復興の兆しが見えているとは言い難い。約半数の国民は依然として貧しい生活を送っており、このような状況は、同国における子どもの権利実現を阻害することにもつながっている。家庭が貧しいために子どもたちは教育を受けることができず、さらには、売春を含む児童労働を強制される危険性さえも高まっている。また、経済状況に起因する親の不安やストレスは、子どもへの虐待やネグレクトに結び付くこともある。

このような背景において、セーブ・ザ・チルドレンは、2010 年末までに 9 つの地域における 276,075 人の子どもたちが、安全かつ参加型で行われる学習環境において、質の高い初等教育を受けることを目的とする教育支援事業を実施している。2009 年には以下の活動を行った。

① 校舎修復、及び、備品供与

内戦中に略奪・破壊され、今日までそのままになっていた小学校 4 校を修復した。同時に、生徒用机・椅子 488 セットなどの学校備品の供与を行った。これによって、合計 1,241 人の生徒は、より安全かつ学習に適した環境で勉強できるようになり、また自分の子どもたちを学校に通わせても良いと考える地域住民が増えた。

② 教員の行動規範作成、及び、現地教育局による規範の正式採用

2007 年から 2008 年の間に 20 校で試験的に運用された教員の行動規範をもとに、学校関係者に対するワークショップや教育局との協議などの場を利用して、行動規範の改良や現地教育局による規範の採用を支援した。その結果、子どもに対する性的虐待や体罰、侮辱的な扱いの根絶を目指した内容が行動規範に組み込まれるようになり、さらに既に 2 つの地域において、新しい規範が正式に承認された。これにより、地域の全ての学校において当規範が適用されることになった。

③ 学校運営委員会に対する研修

同国では、全ての学校において、保護者、教員、児童により構成される学校運営委員会が設置されることが義務付けられている。本事業により、34 名の学校運営委員会メンバーに対して、学校運営や子どもの権利に関する 5 日間の研修が実施された。

④ 教材等の配布

多くの親たちは、子どもたちを学校に送れない理由の一つとして、教材等、教育関連費用の負担を挙げている。また、一部の子どもたちがノートや鉛筆などの文房具を持っていないことは、他のクラスメートとの間に学習成果の差異を生み出すことにもなる。そのため、ノート、ペン、教科書、学校用バッグなどからなるスクールキット、合計 12,043 セットを 6 つの小学校において配布した。また、36 セットの教員用キット、及び、各学校 1 セ

ットずつ計6セットのレクリエーションキットも併せて配布した。

⑤ 子どもの参加促進

6つの小学校で、児童、教員、校長、学校運営委員会メンバーに対して、子ども会の意義を説明するためのミーティングを開催した。その結果として、全ての学校において子ども会が設置され、児童代表を選出する選挙が実施された。

⑥ 子どもの権利と体罰等の代替手段に関する教員研修カリキュラムの導入

2008年に実施されたカリキュラム開発のためのワークショップに引き続き、子どもの権利と体罰等の代替手段に関する研修モジュールや研修ツール、各種文書の作成を支援した。この研修は、教員研修のカリキュラムに組み込みこまれ、教員研修所14ヶ所において新カリキュラムが実施されることが合意された。

⑦ 教育省代表団のストックホルム訪問

子どもに対する体罰や侮辱的な扱いが全面的に禁止されているスウェーデンの現状を視察するために、教育省の代表団がストックホルムを訪問した。様々なミーティングや意見交換は、子どもに対する体罰や侮辱的な扱いの全面的禁止、また、それがどのような過程を経て決められたのかについて、代表団の理解を深めることに貢献した。

[4] 日本

(1) 子どもに対する教育事業“Speaking Out”

[事業目的] 参加型学習プログラムの実施や教材開発・普及を通じて、日本の子どもが子どもの権利の視点を持ち、意見を表明していけるようにする。

[事業期間] 2003年9月より継続実施

[事業地域] 東京・大阪周辺およびその他の地域

[対象人口] 2692人（主に小学校～高校生）

[活動内容]

● スピーキングアウト (SO) の実施

下記3つのプログラムに基づいたSOを東京・大阪を中心とする計78件のスピーキングアウトを実施し、主に小・中・高校生を中心とするのべ2710名とボランティアのべ258名が参加した。

1) Child to Public キャンペーン

Child to Public キャンペーンは、SCがメディア・リテラシーの手法を用いたワークショップを全国各地で実施し、子どもたちが子どもの権利の視点を学び、自分たちのメッセージを映像で発信するウェブキャンペーンである。2008年10月より始動したが、2009年も2月末までに千葉・東京・神奈川・愛知・兵庫・広島にて計8件実施し、のべ161名の子どもが参加した。『私にできること』をテーマに制作された48本

の映像メッセージは、SCのホームページを通じて発信され、その中からセーブ・ザ・チルドレン賞、メディア・リテラシー賞各2作品を選考した。子どもたちはいじめやコミュニケーションなどの身近な課題について『私にできること』を話し合い、映像にしていく中で、意見を表明することの重要性を認識できた。

2) Child to Child プログラム

Child to Child プログラムは、SCが高校で連続したワークショップを実施し、子どもたちが子どもの権利を理解し、自分のこと・世界のことについて他の子どもたちに伝えていくプログラムである。大阪府立高校1校にて計5回実施。また他の大阪府立高校1校では高校の教員が主にプログラムを実施し、SCはテレビ電話を活用して東京事務所や海外事業地からインプットを行いながら、ワークショップを展開する新しい形のChild to Childプログラムを実施した。

3) ポスター式教材「Hi5!」の協働実施

世界の子どもの状況や国際協力活動を知るためのポスター式教材「Hi5!」を活用したプログラムを計54件実施し、のべ1730名の子どもが参加した。これまでの取り組みを教材化したことで、SOボランティアだけでなく、宮城・愛知・兵庫の国際協力団体や企業にノウハウを伝え、多地域のより多くの子どもに対して、SCを通じた国際協力活動について知る機会を提供することができた。なお、この実践は外務省主催「グローバル教育コンクール2009」活動報告部門にて優秀賞を受賞した。

● スピーキングアウト実施のための教材開発・普及

2007年度より開発・作成してきた「Hi5!」ポスター式教材は、10種類のテーマすべてが完成し、8月より販売を開始し、106冊を販売した。また、子どもたちが世界の子どもの現状や問題、子どもの権利条約を知るためのフォトランゲージ、教員向け子どもの権利教材の開発を研究実践に基づいて行い、教材のさらなる充実化を図った。

● 関連団体との連携強化

より多地域の、より多くの子どもが意見表明や国際協力について知る機会を提供するために、東京・大阪以外の地域での展開を推進した。その際に、地域の子ども支援/国際協力・交流団体、日本青年会議所等と協働することで、ネットワークを構築した。また、SOの知見をもとに、大正大学子どもインターナショナルサブコースの授業を業務受託し、大学機関との連携も強化した。

(2) 子どもの権利に基づく子育て観の啓発“ポジティブ・ディシプリン”

[事業目的] より多くの大人が、子どもの権利に基づく子ども観をもち、子どもの意見を聴くことの重要性を理解するようにする。

[事業期間] 2008年より継続実施

[事業地域] 全国

[対象人口] 約 2900 万人（主に保護者・子ども支援者）

[活動内容]

- 書籍の出版

SCJ が世界 15 カ国ですすめるポジティブ・ディシプリン（PD）の日本語版を監修し、2009 年 5 月、「ポジティブ・ディシプリンのすすめ～親力のばす 0 歳から 18 歳までの子育てガイド～」として明石書店から 3000 部出版した。10 月には 1500 部の増刷となり、約 3800 冊が販売された。

- メディアを通じた啓発

著者を招いたメディア向けのプロモーションイベントの実施、外部の子ども関連雑誌等への投稿、SCJ ホームページ・広報誌での配信などを通じて、約 2900 万人に上る人々へ PD について啓発できた。

- セミナーの実施

保育所の保護者向けセミナー、自治体の子育て講座の一環として、セミナーを計 3 回実施。約 30 名の保護者が参加し、日々の子育ての実践と結びつけながら、PD について理解できる場となった。また PD のファシリテーター用トレーニングマニュアルを翻訳し、地域での PD 普及に関心のある方々へ提供を開始した。

[5] 政策提言（アドボカシー）活動

2009 年度のアドボカシー活動は、SCJ が国連子どもの権利条約に定める子どもの権利の実現を使命とする国際 NGO であることを国内の政策決定者に周知することを目標に、以下の活動を展開した。特に、「国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう！キャンペーン」には 34 名の国会議員の賛同を得て、政策決定者の間における SCJ の認知度を高める上で大きな成果を挙げた。

(1)国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう！キャンペーン

国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作るために、子どもの権利条約の 3 番目の選択議定書を作ることを目指す、21 世紀最大の子どもの権利キャンペーン。

（2010 年 2 月 25 日現在で、629 の NGO が参加）

SCJ は、このキャンペーンに日本からも参画することを目指して、国内 NGO ネットワークを設立した。

2009 年 6 月 16 日 駐ジュネーブ日本大使に対して、SCJ として日本政府の積極的な貢献を求める要望書を送付。同じ内容の要望書をワールド・ビジョン・ジャパン、プラン・ジャパン、ポラリスプロジェクト日本事務所も同時期に送付。

8 月 24 日 本ネットワーク設立趣意書を 27 団体に送付。

9 月 16 日 第 1 回準備会合を開催。23 団体の賛同を得て、SCJ が事務局を務める子どもの権利条約 NGO グループ/日本を立ち上げる。

10 月 28 日 第 1 回院内セミナーを開催。正式に日本キャンペーンを開始。同セミナーには、福島みずほ大臣、小宮山洋子議員をはじめとする 13 名の国会議員の出席を得た。

10月30日 世界銀行東京事務所の協力を得て、同情報センターとジュネーブ世銀事務所をTV会議システムで繋いで、ジュネーブ在住の本キャンペーン担当者のAnita Gohさんを講師とする国際セミナーを開催した。

11月16日 ヤンギー・リー国連子どもの権利委員会委員長、サラ・オースティンさん(World Vision Canada、本グローバルキャンペーンの共同コーディネーター)とともに、中村法務政務官、西村外務政務官を訪問、本件要望書を手渡した。

11月17日 ヤンギー・リー委員長、サラ・オースティンさんとゲストスピーカーとする第2回院内セミナーを開催。同セミナーは、TBS地上波ニュース番組で放送された。

11月30日 東洋大学人間科学総合研究所の協力を得て、子どもの権利条約NGOグループ/日本のメンバー団体であるセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、東京シュレーの共催で子ども向けワークショップを実施。表現アートを使って、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を体感してみようという、日本では初めての試み。当日は、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、東京シュレー、そして日本ユニセフ協会三重友の会の子ども達が参加。同ワークショップの様子は12月26日付読売新聞夕刊7面週刊KODOMO新聞欄に掲載された。

12月10日 民主党副幹事長の山根隆治参議院議員と吉田おさむ衆議院議員と面談。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの渋谷弘延事務局長と森田明彦シニア・アドバイザー、プラン・ジャパンの鶴見和雄事務局長と池原知美職員、ワールド・ビジョン・ジャパンの片山信彦事務局長と谷村美能里職員が参加。

12月14日-18日 ジュネーブにて開催された第1回作業部会に森田明彦シニア・アドバイザーを派遣。

(2) パレスチナ・ガザ地区における恒久的即時停戦を求める声明

2008年末よりガザ地区で始まった武力衝突は、子どもや女性を含む多数の犠牲者を生み出した。SCJは、2009年1月18日に始まった軍事行動の一時停止の機会を捉えて、この一時停戦が恒久的な即時停戦となること、現在および今後行われている人道支援活動に対する一切の制限が撤廃され、戦傷者、捕虜、文民に対する国際人道法の厳格な適用が行わるよう、日本政府が二国間交渉および国連等を通じた多国間交渉を通じて積極的に働きかけることを求める要望書を18団体とともに外務大臣に提出した。

(3) 非正規滞在外国人家族(子ども)の最善の利益

2月18日 国連人権高等弁務官事務所より、カルデロン一家事件の関連情報提供の依頼があり、担当弁護士より情報の提供を受けて、国連人権高等弁務官事務所へ送付。

2月26日 法務大臣に対して、カルデロン一家に対する在留特別許可の供与を求める要請書を作成、提出。

3月1日 SCジュネーブオフィスを通じて、国際的なNGOネットワークに対して、本件に対する協力を依頼。同時に、国連人権高等弁務官事務所に対して、本件に関する決定を再考するように日本政府に対して働きかけることを要請した。

10月 本件に関するNGOレポートを作成、国連子どもの権利委員会へ提出。

(4) 児童買春等禁止法改正

8月1日 児童買春児童ポルノ等禁止法改正に関する意見書を作成、同改正に取り組む国会議員に送付すると同時に、SCJのHPに掲載。

(5) 国連子どもの権利委員会に対するNGOレポートの提出

2010年5月27日・28日に予定されている国連子どもの権利委員会による日本政府報告書の審査に向けて、以下の5つに関するNGOレポートを作成、同委員会に提出した。

- ・カルデロン・ノリコさん一家のケース
- ・子どもの人身売買
- ・政府開発援助における市民セクターの役割
- ・政府開発援助における紛争下の基礎教育支援
- ・国家防災基本計画における子どもの権利アプローチ導入の必要性

[6] 広報事業

2009年度広報事業は、個人、法人寄付全体で681百万円を獲得し、前年比149.2%と大きな成長を遂げることが出来た。個人、法人ともに大きなプロジェクトが成功裡に終わったことがこれらの結果に反映された。

個人寄付は、7月よりスタートしたベトナムでの母乳育児を促進する「OPPAIプロジェクト」を中心に展開した。このプロジェクトは寄付対象の明確さと、単発寄付という手軽さも手伝い2,000名を超える新規ドナーと700名のサポーターを集めた。寄付獲得10百万円。さらに、このプロジェクトの結果を藤原紀香さんにレポートしていただき70百万以上のメディア露出を得られ、SCJの知名度の向上にも貢献した。

法人支援企業では、創立125周年を迎えたブルガリとのグローバルパートナーシップによりSCJリング、ペンダント販売、PRイベント、SCJチャリティディナーを通して約1.8億の寄付を集め、アフガニスタンの「リライト ザ フューチャー」キャンペーンに活用された。ブルガリとのパートナーシップは寄付金の拡大だけでなく、SCJの知名度アップに多大な寄与があった。また、ファミリーマートからはスマトラ緊急支援も含め、募金箱寄付をいただいた。ファミリーマート関連では、SPEEDの全国ツアーからもご支援を受けた。新規企業としてジョンソン&ジョンソンからもベトナム事業でご支援をいただいた。

イベントでは、MHDモエヘネシーディアジオ社と20年以上に亘って共催してきた「チャリティガラ」を「チャリティディナー」へと名称変更し、SCJの初主催のイベントとして再スタートした。300人を超える出席者の元、新たにスタートする「EVERY ONE」キャンペーンを始め、世界の恵まれない子どもの状況を伝え、支援することに思いを馳せる一夜となった。

広報物では、ニュースレター、アニュアルレポート、団体案内等をフルモデルチェンジし、SCJに対する親近感と、内容理解を務めた。これらの印刷物は、電通より、よりよく改善された例として賞をいただいた。また、4媒体に代わってコミュニケーションの主流となっているWEB関連ではSCJホームページをよりわかり易く、SCJを理解していただきご支援につながるよう一新した。

メディア関連は、職員1名を増員し、緊急支援、チャリティディナーアドボカシーをテーマに積極的なメディアアプローチを行った。昨年同様、SC US が発表する「World's Mothers' Index Report」は全国主要紙にて露出された。メディア掲載は、団体理解のみならず、個人や法人からの寄付獲得に大きな影響力を持つものなので、今後注力してゆきたい。

決算報告書

自 2009年 1月 1日
至 2009年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都千代田区内神田2-8-4

貸借対照表(一般会計)

2009年12月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	174,922,919	227,722,017	△ 52,799,098
海外現金預金	11,811,689	15,780,722	△ 3,969,033
前払事業費	220,822,660	67,748,545	153,074,115
未収金	17,841,684	7,997,141	9,844,543
棚卸資産	3,171,875	1,396,018	1,775,857
未成受託事業費	0	3,323,900	△ 3,323,900
前払費用	2,079,682	2,079,682	0
仮払金	32,376	918,532	△ 886,156
その他流動資産	13,929	0	13,929
流動資産合計	430,696,814	326,966,557	103,730,257
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当特定資産	14,942,900	20,435,096	△ 5,492,196
減価償却引当特定資産	9,770,012	8,241,590	1,528,422
支援者拡大事業引当特定資産	0	23,079,000	△ 23,079,000
海外事業安定化積立特定資産	23,934,215	29,934,215	△ 6,000,000
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	12,400,000	0
国内事業引当特定資産	3,200,000	15,200,000	△ 12,000,000
特定資産合計	64,247,127	109,289,901	△ 45,042,774
(3)その他固定資産			
土地	6,077,000	6,077,000	0
建物	29,476,709	16,121,739	13,354,970
建物付属設備	2,908,463	3,154,823	△ 246,360
車両運搬具	3,087,274	605,077	2,482,197
什器備品	1,370,915	3,291,171	△ 1,920,256
ソフトウェア	651,547	1,173,045	△ 521,498
保証金	15,279,300	15,279,300	0
その他固定資産合計	58,851,208	45,702,155	13,149,053
固定資産合計	173,098,335	204,992,056	△ 31,893,721
資産合計	603,795,149	531,958,613	71,836,536
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	52,585,202	58,750,062	△ 6,164,860
前受金	354,375	0	354,375
仮受金	90,330	0	90,330
預り金	11,314,612	3,517,690	7,796,922
賞与引当金	2,739,421	2,252,675	486,746
流動負債合計	67,083,940	64,520,427	2,563,513
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,003,958	20,752,547	△ 4,748,589
固定負債合計	16,003,958	20,752,547	△ 4,748,589
負債合計	83,087,898	85,272,974	△ 2,185,076
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
政府補助金	25,418,396	14,723,759	10,694,637
民間助成金	73,547,755	107,786,794	△ 34,239,039
現地収入	3,046,434	597,928	2,448,506
指定寄付	273,963,091	113,070,625	160,892,466
指定正味財産合計	375,975,676	236,179,106	139,796,570
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	144,731,575	210,506,533	△ 65,774,958
(うち特定資産への充当額)	(49,304,227)	(88,854,805)	△ 39,550,578
正味財産合計	520,707,251	446,685,639	74,021,612
負債及び正味財産合計	603,795,149	531,958,613	71,836,536

正味財産増減計算書(一般会計)

2009年1月1日から2009年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	200,000	200,547	△ 547
②特定資産運用益	205,230	336,864	△ 131,634
③受取入金	30,000	30,000	0
④受取会費	13,095,000	13,985,000	△ 890,000
個人維持会員会費	5,500,000	5,600,000	△ 100,000
法人維持会員会費	6,100,000	6,800,000	△ 700,000
SCJ会員会費	1,495,000	1,585,000	△ 90,000
⑤受取補助金等	338,832,581	469,876,113	△ 131,043,532
政府補助金	66,576,887	50,899,749	15,677,138
民間助成金	259,776,679	390,825,750	△ 131,049,071
現地収入	12,479,015	28,150,614	△ 15,671,599
⑥業務受託収入	6,885,900	4,699,016	2,186,884
⑦事業収入	17,542,440	0	17,542,440
⑧受取寄付金	575,677,667	588,259,914	△ 12,582,247
無指定寄付	351,441,968	325,150,441	26,291,527
指定寄付	224,235,699	263,109,473	△ 38,873,774
⑨雑収入	139,845	276,650	△ 136,805
経常収益計	952,608,663	1,077,664,104	△ 125,055,441
(2) 経常費用			
①事業費	928,026,711	995,736,572	△ 67,709,861
海外援助費	243,641,074	270,179,159	△ 26,538,085
ネパール	27,244,452	72,521,007	△ 45,276,555
ベトナム	38,572,271	41,721,056	△ 3,148,785
ミャンマー	21,607,898	19,982,938	1,624,960
アフガニスタン	7,323,115	11,054,422	△ 3,731,307
モンゴル	43,294,641	43,998,140	△ 703,499
世界連盟事業	103,491,875	80,901,596	22,590,279
その他	2,106,822	0	2,106,822
緊急援助事業費	286,685,940	410,307,982	△ 123,622,042
海外事業人件費	103,384,603	50,945,057	52,439,546
海外事業活動費	21,417,196	11,585,706	9,831,490
国内事業費	30,521,759	34,014,525	△ 3,492,766
国内啓蒙事業費	7,241,848	6,823,415	418,433
国内啓蒙費	230,843,361	211,880,728	18,962,633
業務受託費	4,290,930	0	4,290,930
②管理費	108,109,977	120,726,473	△ 12,616,496
人件費	40,093,159	36,637,432	3,455,727
交通費	2,157,944	4,981,722	△ 2,823,778
家賃・リース料	29,156,257	20,560,033	8,596,224
その他	32,745,664	54,962,424	△ 22,216,760
外部監査費	1,365,000	1,050,000	315,000
減価償却費	2,591,953	2,534,862	57,091
経常費用計	1,036,136,688	1,116,463,045	△ 80,326,357
当期経常増減額	△ 83,528,025	△ 38,798,941	△ 44,729,084
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①退職給付引当金戻入益	2,654,434	0	2,654,434
②事業譲受益	17,152,147	0	17,152,147
経常外収益計	19,806,581	0	19,806,581
(2) 経常外費用			
①固定資産除却損	85,984	3,462,812	△ 3,376,828
②事業譲渡損	1,967,530	0	1,967,530
経常外費用計	2,053,514	3,462,812	△ 1,409,298
当期経常外増減額	17,753,067	△ 3,462,812	21,215,879
当期一般正味財産増減額	△ 65,774,958	△ 42,261,753	△ 23,513,205
一般正味財産期首残高	210,506,533	252,768,286	△ 42,261,753
一般正味財産期末残高	144,731,575	210,506,533	△ 65,774,958
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	322,307,753	427,814,382	△ 105,506,629
政府補助金収入	73,533,596	58,027,500	15,506,096
民間助成金収入	236,928,420	346,564,795	△ 109,636,375
現地収入	11,845,737	23,222,087	△ 11,376,350
②受取寄付金等	382,960,665	251,094,954	131,865,711
指定寄付	382,960,665	251,094,954	131,865,711
③一般正味財産への振替額	△ 565,471,848	△ 775,848,469	210,376,621
当期指定正味財産増減額	139,796,570	△ 96,939,133	236,735,703
指定正味財産期首残高	236,179,106	333,118,239	△ 96,939,133
指定正味財産期末残高	375,975,676	236,179,106	139,796,570
III 正味財産期末残高	520,707,251	446,685,639	74,021,612

キャッシュ・フロー計算書(一般会計)

2009年1月1日から2009年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度
-----	-----

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入	200,000
②特定資産運用収入	205,230
③入会金収入	30,000
④会費収入	13,095,000
⑤政府補助金収入等	78,426,508
⑥民間助成金収入	252,879,539
⑦寄付金収入	724,583,390
無指定寄付収入	344,419,725
指定寄付収入	380,163,665
⑧業務受託収入	6,885,900
⑨事業収入	17,539,240
⑩雑収入	9,879,620
⑪海外事務所収入	14,580,588
事業活動収入計	1,118,305,015

2. 事業活動支出

①事業費支出	1,110,726,146
海外援助費支出	433,760,409
ネパール	35,410,227
ベトナム	38,458,187
ミャンマー	22,005,368
アフガニスタン	7,323,115
モンゴル	37,158,903
世界連盟事業	276,477,438
その他	16,927,171
緊急援助事業費支出	269,951,026
海外事業人件費支出	103,764,982
海外事業活動費支出	21,411,246
国内事業費支出	31,456,860
国内啓蒙事業支出	7,673,659
国内啓蒙費支出	241,740,933
業務受託費支出	967,030
②管理費支出	107,994,447
人件費支出	41,809,121
交通費支出	2,150,944
家賃・リース料支出	29,156,257
その他支出	34,878,125
③外部監査費支出	1,050,000
事業活動支出計	1,219,770,593

事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 101,465,578
------------------	---------------

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

1. 投資活動収入

①特定資産取崩収入	
退職給付引当特定資産取崩収入	9,296,996
支援者拡大事業引当特定資産取崩収入	23,079,000
海外事業安定化積立特定資産取崩収入	6,000,000
国内事業引当特定資産取崩収入	12,000,000
特定資産取崩収入計	50,375,996
投資活動収入計	50,375,996

2. 投資活動支出

①特定資産取得支出	
退職給付引当特定資産取得支出	3,804,800
減価償却引当特定資産取得支出	1,528,422
特定資産取得支出計	5,333,222
②固定資産取得支出	345,327
投資活動支出計	5,678,549

投資活動によるキャッシュ・フロー	44,697,447
------------------	------------

III 現金及び現金同等物の増減額	△ 56,768,131
IV 現金及び現金同等物の期首残高	243,502,739
V 現金及び現金同等物の期末残高	186,734,608

財務諸表に関する注記(一般会計)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)で評価している。
(会計方針の変更)
当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用し、最終仕入原価法による原価法から、最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)に変更している。なお、この変更による影響はない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・建物付属設備・車両運搬具・什器備品・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。
賞与引当金は、支給見込み額のうち当期に対応している賞与相当額を計上している。

(4) 海外財務諸表の円換算

以下のとおり2009年12月銀行最終営業日TTMレートを採用している。
1USD=92.10円(三菱東京UFJ銀行 12月30日)
ネパール 1NRS(ネパールルピー)=1.258円(Standard Chartered Bank 12月31日)

(5) 消費税等の会計処理

税込方式によっている。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

2. 会計方針の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。この変更による影響はない。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	-	-	50,000,000
小計	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産				
退職給付引当特定資産	20,435,096	3,804,800	9,296,996	14,942,900
減価償却引当特定資産	8,241,590	1,528,422	-	9,770,012
支援者拡大事業引当特定資産	23,079,000	-	23,079,000	-
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	-	6,000,000	23,934,215
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	-	-	12,400,000
国内事業引当特定資産	15,200,000	-	12,000,000	3,200,000
小計	109,289,901	5,333,222	50,375,996	64,247,127
合計	159,289,901	5,333,222	50,375,996	114,247,127

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	-	-
小計	50,000,000	(50,000,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当特定資産	14,942,900	-	-	(14,942,900)
減価償却引当特定資産	9,770,012	-	(9,770,012)	-
海外事業安定化積立特定資産	23,934,215	-	(23,934,215)	-
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	-	(12,400,000)	-
国内事業引当特定資産	3,200,000	-	(3,200,000)	-
小計	64,247,127	-	(49,304,227)	(14,942,900)
合計	114,247,127	(50,000,000)	(49,304,227)	(14,942,900)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	31,762,160	2,285,451	29,476,709
建物付属設備	3,255,000	346,537	2,908,463
車両運搬具	4,774,365	1,687,091	3,087,274
什器備品	4,608,089	3,237,174	1,370,915
ソフトウェア	4,781,757	4,130,210	651,547
合計	49,181,371	11,686,463	37,494,908

6. リース取引関係

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	什器備品
取得価額相当額	6,200,002
減価償却累計額相当額	2,056,682
期末残高相当額	4,143,320

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	1,224,829	2,980,646	4,205,475

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,325,520
減価償却費相当額	1,235,972
支払利息相当額	89,548

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。利息相当額の算定方法は、リース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法による。

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府補助金					
NGO連携無償資金協力等	日本国外務省	7,947,495	31,160,111	18,153,412	20,954,194
草の根技術協力等	(独)国際協力機構	6,776,264	42,373,485	44,685,547	4,464,202
民間助成金					
緊急支援助成金	(特)ジャパン・プラットフォーム	100,272,908	215,580,420	246,454,219	69,399,109
ベトナム環境教育事業支援等	(株)INAX	1,669,905	3,000,000	4,331,550	338,355
栄養改善事業助成金等	味の素(株)	-	1,800,000	1,401,801	398,199
スピーキングアウト事業支援等	(財)地球市民財団	-	2,000,000	2,000,000	-
モンゴル支援助成金	(財)地球市民財団	-	660,000	240,686	419,314
国際ボランティア貯金	(財)郵便貯金振興会	5,219,468	13,488,000	16,114,690	2,592,778
フェリンモ地球の村基金	(株)フェリンモ	-	400,000	-	400,000
子どもの栄養改善事業支援	(特)アドラジャパン	624,513	-	624,513	-
現地収入					
セーブ・ザ・チルドレン共同事業	セーブ・ザ・チルドレン世界連盟	597,928	11,845,737	9,397,231	3,046,434
合計		123,108,481	322,307,753	343,403,649	102,012,585

注 貸借対照表上の記載区分は、全て指定正味財産となっている。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は以下のとおりである。

内容	金額
政府補助金収入	59,593,437
民間助成金収入	228,397,490
現地収入	9,397,231
指定寄付	222,068,199
未払金	46,015,491
合計	565,471,848

注 上記振替額は、未払金への振替を除いて経常収益への振替となっている。

9. 前払事業費のうち、220,822,660円と、現金預金と海外現金預金のうち105,153,016円は、指定正味財産に対応するものである。

10. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記される科目の金額との関係

現金預金	174,922,919
海外現金預金	11,811,689
現金及び現金同等物	186,734,608

(2) 事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳

当期にネパール事務所及びベトナム事務所が事業地統合されたことに伴い減少した資産及び負債の主な内訳は次の通りである。

固定資産	1,967,530
事業譲渡損	1,967,530
事業譲渡による収入	-

(3) 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

当期にモンゴル事務所を譲り受けたことに伴い増加した資産及び負債の主な内訳は次の通りである。

固定資産	17,152,147
事業譲渡益	17,152,147
事業譲受による支出	-

11. 後発事象

2009年12月24日に、モンゴル国政府子ども省(National Authority for Children)と、子どもセンターに関する建物などの固定資産と事業の移管に関する合意をして、1月中には建物の所有権の移転を完了した。これにより、翌期に固定資産譲渡損、5,133,460円を経常外費用に計上する。

財産目録(一般会計)

2009年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
I.資産の部		
1.流動資産		
現金預金		
現金手許有高	231,749	
普通預金 三菱東京UFJ銀行室町支店等	173,191,170	
定期預金 三菱東京UFJ銀行室町支店	1,500,000	
現金預金合計	174,922,919	
海外現金預金		
モンゴル	11,767,502	
ミャンマー	44,187	
海外現金預金合計	11,811,689	
前払事業費	220,822,660	
未収金		
本部	17,494,751	
モンゴル	346,933	
未収金合計	17,841,684	
棚卸資産	3,171,875	
前払費用		
本部	2,079,682	
仮払金		
本部	1,200	
モンゴル	31,176	
仮払金合計	32,376	
その他流動資産	13,929	
流動資産合計		430,696,814
2.固定資産		
(1)基本財産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	50,000,000	
(2)特定資産		
退職給付引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	14,942,900	
減価償却引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	9,770,012	
海外事業安定化積立特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	23,934,215	
緊急援助事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	12,400,000	
国内事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	3,200,000	
特定資産合計	64,247,127	
(3)その他固定資産		
土地	6,077,000	
建物		
本部	15,799,125	
モンゴル	13,677,584	
建物合計	29,476,709	
建物付属設備	2,908,463	
車両運搬具		
モンゴル	2,932,004	
ミャンマー	155,270	
車両運搬具合計	3,087,274	
什器備品(コンピューターシステム等)		
本部	1,063,627	
モンゴル	307,288	
什器備品合計	1,370,915	
ソフトウェア(支援者管理ソフト等)	651,547	
保証金 本部事務所賃借敷金(東京都千代田区内神田)	15,279,300	
その他固定資産合計	58,851,208	
固定資産合計		173,098,335
資産合計		603,795,149

財産目録(一般会計)

2009年12月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
II.負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
本部	52,225,078	
モンゴル	360,124	
未払金合計	52,585,202	
前受金	354,375	
仮受金	90,330	
預り金	11,314,612	
賞与引当金	2,739,421	
流動負債合計		67,083,940
2. 固定負債		
退職給付引当金		
本部	14,942,900	
モンゴル	1,061,058	
退職給付引当金合計	16,003,958	
固定負債合計		16,003,958
負債合計		83,087,898
正味財産		520,707,251

上記内容に間違いありません。

平成22年3月11日

監 事

収支計算書(一般会計)

2009年1月1日から2009年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	150,000	200,000	50,000	
②特定資産運用収入	500,000	205,230	△ 294,770	
③入金収入	0	30,000	30,000	
④会費収入	14,000,000	13,095,000	△ 905,000	
⑤政府補助金収入等	172,264,000	77,867,254	△ 94,396,746	JICAコンサル事業の開始遅延、新規事業の未実現による
⑥民間助成金収入	175,000,000	231,343,488	56,343,488	スリランカ、ヨルダンなど緊急援助事業による
⑦寄付金収入	845,311,000	736,570,133	△ 108,740,867	
無指定寄付収入	638,656,000	351,441,968	△ 287,214,032	法人寄付の減少による
指定寄付収入	206,655,000	385,128,165	178,473,165	ブルガリからの寄付の指定寄付への移動による
⑧業務受託収入	0	6,885,900	6,885,900	JICAエジプトコンサル事業による
⑨事業収入	0	17,542,440	17,542,440	チャリティディナーを主催したことによる
⑩雑収入	0	139,845	139,845	
⑪海外事務所収入	0	14,927,521	14,927,521	モンゴル事業の譲受による
事業活動収入計	1,207,225,000	1,098,806,811	△ 108,418,189	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	1,282,109,000	936,067,377	△ 346,041,623	
海外援助費支出	517,184,000	246,861,193	△ 270,322,807	海外援助支出は上記の収入の減少に加え、
ネパール	34,088,000	31,000,478	△ 3,087,522	現地での事業の進捗により、翌年へ繰越
ベトナム	67,085,000	39,097,422	△ 27,987,578	したことによる
ミャンマー	34,133,000	21,607,898	△ 12,525,102	
アフガニスタン	15,544,000	7,323,115	△ 8,220,885	
モンゴル	66,893,000	42,233,583	△ 24,659,417	
世界連盟事業	84,509,000	103,491,875	18,982,875	
その他	214,932,000	2,106,822	△ 212,825,178	ブルガリ事業の開始遅延による
緊急援助事業費支出	290,273,000	292,491,788	2,218,788	
海外事業人件費支出	131,755,000	104,433,551	△ 27,321,449	
海外事業活動費支出	15,000,000	21,417,196	6,417,196	
国内事業費支出	27,450,000	30,057,287	2,607,287	
国内啓蒙事業支出	0	7,238,504	7,238,504	
国内啓蒙費支出	300,447,000	229,276,928	△ 71,170,072	収支の悪化に伴い、支出を削減した
業務受託費支出	0	4,290,930	4,290,930	
②管理費支出	124,240,000	104,418,391	△ 19,821,609	
人件費支出	50,240,000	40,061,480	△ 10,178,520	
交通費支出	4,000,000	2,157,944	△ 1,842,056	
家賃・リース料支出	28,000,000	29,156,257	1,156,257	
その他支出	42,000,000	33,042,710	△ 8,957,290	
③外部監査費支出	1,050,000	1,365,000	315,000	
事業活動支出計	1,407,399,000	1,041,850,768	△ 365,548,232	
事業活動収支差額	△ 200,174,000	56,956,043	257,130,043	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入				
退職給付引当特定資産取崩収入	0	9,296,996	9,296,996	職員2名の退職、ベトナム、ネパールの事業譲渡による
支援者拡大事業引当特定資産取崩収入	23,079,000	23,079,000	0	
海外事業安定化積立特定資産取崩収入	0	6,000,000	6,000,000	モンゴル事業の譲受対応による
国内事業引当特定資産取崩収入	12,000,000	12,000,000	0	
特定資産取崩収入計	35,079,000	50,375,996	15,296,996	
投資活動収入計	35,079,000	50,375,996	15,296,996	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出				
退職給付引当特定資産取得支出	4,500,000	3,804,800	△ 695,200	
減価償却引当特定資産取得支出	4,000,000	1,528,422	△ 2,471,578	
特定資産取得支出計	8,500,000	5,333,222	△ 3,166,778	
②固定資産取得支出	12,000,000	345,327	△ 11,654,673	
投資活動支出計	20,500,000	5,678,549	△ 14,821,451	
投資活動収支差額	14,579,000	44,697,447	30,118,447	
当期収支差額	△ 185,595,000	101,653,490	287,248,490	
前期繰越収支差額	264,698,805	264,698,805	0	
次期繰越収支差額	79,103,805	366,352,295	287,248,490	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・前払事業費・未収金・棚卸資産・未成受託事業費・前払費/その他流動資産、未払金・前受金・仮受金・預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	227,722,017	174,922,919
海外現金預金	15,780,722	11,811,689
前払事業費	67,748,545	220,822,660
未収金	7,997,141	17,841,684
棚卸資産	1,396,018	3,171,875
未成受託事業費	3,323,900	-
前払費用	2,079,682	2,079,682
仮払金	918,532	32,376
その他流動資産	-	13,929
合計	326,966,557	430,696,814
未払金	58,750,062	52,585,202
前受金	-	354,375
仮受金	-	90,330
預り金	3,517,690	11,314,612
合計	62,267,752	64,344,519
次期繰越収支差額	264,698,805	366,352,295

独立監査人の監査報告書

平成22年3月1日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

理 事 長 上 野 昌 也 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木 浩 

当監査法人は、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2009年1月1日から2009年12月31日までの2009年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2009年度末日現在の財政状態並びに同年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2009年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
理事長 上野 昌也 殿


2010年3月11日

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

監事

鈴木 教夫 

監事

河合 弘之 

私たちは、2009年1月1日から2009年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて決算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、必要と思われる事項について理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録及び収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当団体の収支状況及び財政状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款その他の規則に違反する重大な事実はないと認める。

以上